

香港への農林水産物・食品の輸出
に関するカンントリーレポート
(鶏肉)

2025年12月
香港輸出支援プラットフォーム

目次

1. 基本情報とその背景
2. 近年の輸入動向
3. 飲食業の動向
4. 小売業の動向
5. 家禽類の価格について
6. 流通経路
7. 家禽類の輸入規制、輸入手続き
8. 参照

◆1. 基本情報とその背景◆

香港では、広東式蒸し鶏（白切鶏）に代表されるように、新鮮で脂の乗った良質な鶏を皮つきのまま蒸したり茹でたりして仕上げる料理がポピュラーなため、古くから中国産の生きた食用の家禽類（本レポートでは家禽類は全て食用の家禽類が対象である。そのため以降は「家禽類」と表現する）が香港産の家禽類と共に香港卸売市場経由で流通してきた。香港内に74ヶ所ある「街市¹（公設市場）*」では、生きた家禽類をその場でと畜し、新鮮な家禽類が内臓も含めて販売されていた（*街市とは、当地において路面店或いはビル内で主に生鮮食料品を販売している公設市場のことである）。

ただし、2017年からは、鳥インフルエンザの流行に伴い中国本土からの家禽類の輸入が禁止されている。現在は、生きた家禽類は香港産、冷蔵あるいは冷凍の家禽類は中国本土産も含めた海外からの輸入と棲み分けされている。

香港政府・漁農自然護理署²によれば、香港における生きた家禽類の自給率は100%であり、2025年1月は平均して1日あたり11,051羽の生きた家禽類が香港で生産され流通している。³その一方で、香港ではP6以降で後述するように多くの家禽類が輸入されている。2024年の1年間に香港に輸入された冷蔵及び冷凍の家禽類は37.2万トンである（表1参照）。1羽あたりを3kgと仮定すると1日あたり33万9,726羽が輸入されたことになる。

さて、香港で生産されている家禽類については、香港の食生活に合ったブランド鶏が開発され、流通している。主な鶏の品種は以下の通りである。

・嘉美雞（カビーチキン）

香港大学と嘉道理農業研究所が開発した高級地鶏である。単冠、黄毛、黄脚で、肉質は柔らかく弾力があり、旨み強い。

・泰安雞（タイアンチキン）

在来種（石岐種と惠州種）同士の掛け合わせで、1950年代に香港の養鶏農家によって開発された。1993年には香港政府から「最優秀雄鶏」「最優秀雌鶏」賞を受賞している。皮下脂肪が少なく、コラーゲンが豊富でタンパク質含有量が高い。

・康保雞（コンボチキン）

香港大学動物学部と香港家禽有限公司が共同開発した品種で、体は小さく（1.75斤～2.5斤/約1kg～1.5kg）羽色は茶色、黄黒のまだら、あるいは純黒色である。濃厚な鶏の風味が特徴で肉質は締まっている。

・皇健雞（ウォンキンチキン）

7種類の華南地域の鶏種を掛け合わせて作られ、脂肪が多く、皮は脂の乗りで黄色みがかっており、香りが良く食感が滑らかである。

1URL : https://www.fehd.gov.hk/english/pleasant_environment/tidy_market/tidy_public_markets.html

2URL : https://www.afcd.gov.hk/tc_chi/index.html

3URL : https://www.afcd.gov.hk/tc_chi/agriculture/agr_fresh/agr_fresh_wk.html

・**粵皇雞 (ユエウオンチキン)**

8種類の鶏種を掛け合わせた、嘉美雞の改良品種で、脂肪が少なく、蒸し鶏や炒め物に向いている。

・**永明雞 (ウィンミンチキン)**

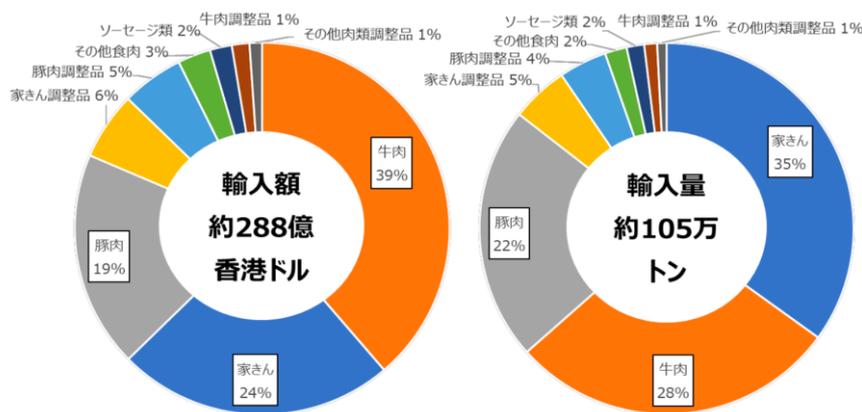
清遠雞の改良品種で、皮が薄く肉質が締まっていて、滑らかな食感が特徴で蒸し鶏に向いている。

・**石岐雜雞 (シーチーツァーチキン)**

広東省の地鶏と外来種を掛け合わせて改良され、黄色い羽、黄色い皮、黄色い脚の「三黄」が特徴で、皮は薄くて肉は柔らかく、風味が豊かなのが特徴である。

香港には複数の民族が生活し往来しており、宗教によって食が制限される場合がある。ただし、牛肉や豚肉と違い、家禽類は宗教上の制限が少なく、日常の食事から高級料理まで親しまれている。香港に輸入される畜産品の中で家禽類が占めるシェアは金額ベースでは全体の24%を占め、数量では35%を占めている。(表1参照)。

表1：香港における肉類及び肉加工品の輸入構成 (2024年)

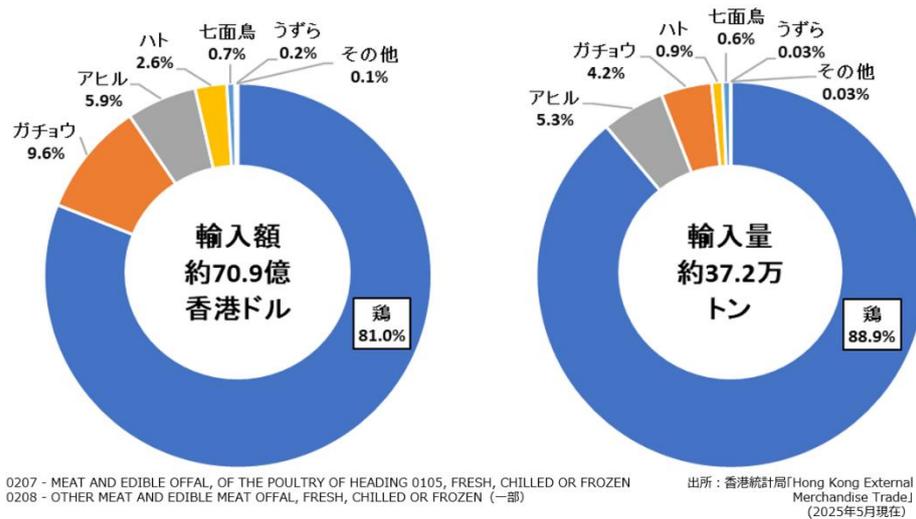


SITC 01 - MEAT AND MEAT PREPARATIONS

出所：香港統計局「Hong Kong External Merchandise Trade」
(2025年10月現在)

香港に輸入された家禽類の中で鶏が最も多く、2024年の場合は、鶏の輸入は金額ベースで全体の81.0%、数量ベースで同88.9%を占めている。(以下、表2参照)

表2：香港に輸入された家禽類の割合（2024年）



香港で流通する家禽類には鶏料理が多い一方で、ガチョウやアヒルなどの料理は決して少なくない。素材を活かす調理方法が特徴の広東料理には、ガチョウの水かきの煮込み料理、ハトやウズラのロースト、ローストグース（焼鵝）などがある。セントラルの「鏞記酒家（ヨンキーレストラン）⁴」やワンチャイの「甘牌焼鵝⁵」といったレストランでは、香港では珍しい、炭火で焼いたローストグースを提供する老舗として親しまれている。また、広東料理以外にも、潮州料理（中国広東省潮州市等が発祥地で、福建料理の影響を受けているため広東料理とは異なる。たとえば、伝統的な広東料理が川魚や鶏肉を主に使用するのに対し、潮州料理は海産物やガチョウを主に使用する。アワビやフカヒレ等の高級料理から豚足や豚の内臓を使った日常的な料理まで多岐にわたる。）では、高級料理店などでは丸ごと1羽のガチョウの煮込み料理などが提供されることもあるし、北京料理では、北京ダックも提供される。



<写真：（左）広東料理「厨魔名人坊⁶」ガチョウの水かきの煮物、（右）広東料理「華豊燒臘⁷」の店頭に飾られるチキンのローストやガチョウのロースト（筆者撮影）>

4URL : <https://yungkee.com.hk/en/home/>

5URL : <http://www.krg.com.hk/index.html>

6URL : <https://lubuds.com/zh/厨魔名人坊/>

7URL : https://www.instagram.com/wah_fung_hk/

さらには、米や麺に独特の味付けがなされるシンガポール料理で提供される海南(はいなん)チキンや、調味料で奥行きのある味わいになる上海料理で提供されるチキンとワンタンスープのように、香港の飲食店や家庭では、家禽類を1羽まるごと使ってスープやグリルなどに調理することが多く、骨抜きのもも肉やササミと部位ごとに精肉として消費される日本とは大きく異なる。

◆2. 輸入状況と近年の動向◆

香港では、生鮮的家禽類は前述のように香港産が供給され、冷蔵または冷凍の家禽類は海外から輸入されている。

家禽類の中でも、冷蔵・冷凍を含めた鶏肉全体の近年の輸入状況を見ると、コロナ禍では減少傾向にあったものの、2023年からは回復傾向にある。2024年は前年同様回復し、金額ベースでは前年比26.2%増の57億4,409万ドル、数量ベースでは同38.7%増の330,954トンであった(表3参照)。主要輸入相手国の動向を見ると、上位3カ国の輸入額合計は全体の82.8%を占め、数量では同84.4%と大きなシェアを占めている。日本産鶏肉は第8位であり、金額ベースでは1.1%のシェアを占め前年比4.2%増の6,385万ドル、数量ベースでは0.9%のシェアを占め同53.7%増の2,909トンであった。

2025年11月に農林水産省から発表された「2024年農林水産物・食品の輸出実績(品目別)8」によると、日本から輸出された鶏肉の中で、香港向けに輸出された鶏肉は金額ベースで全体の89.6%(22.2億円)を占め、香港市場は日本にとって重要な鶏肉輸出先であるが、香港統計局で輸入相手の内訳を見ると、前述のように中国・ブラジル・米国からの輸入が全体の82.9%を占めており、日本産鶏肉の輸入額は第8位、全体の1.1%を占めている。また、数量ではわずか0.9%のシェアにとどまっている。

8URL : https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_info/attach/pdf/zisseki-271.pdf

表 3：香港における鶏（冷蔵・冷凍）の輸入推移

(単位：トン、1,000香港ドル)

	2020年		2021年		2022年		2023年		2024年		前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額								
中国	124,763	2,403,164	132,168	2,759,748	129,747	2,833,608	132,313	2,764,819	139,804	2,800,999	5.7%	1.3%	42.2%	48.8%
ブラジル	155,207	1,899,796	99,149	1,292,276	48,957	818,436	45,336	723,633	61,614	1,028,100	35.9%	42.1%	18.6%	17.9%
米国	75,149	760,109	15,913	212,513	15,623	220,448	35,335	421,203	77,997	929,130	120.7%	120.6%	23.6%	16.2%
タイ	10,808	395,609	10,244	351,277	10,114	388,379	8,416	326,970	9,232	344,580	9.7%	5.4%	2.8%	6.0%
ベトナム	16,854	127,037	6,123	41,171	1,775	17,290	2,897	29,498	9,306	96,551	221.2%	227.3%	2.8%	1.7%
ポーランド	12,217	169,685	2,981	40,672	1,844	40,271	1,376	30,233	5,769	94,285	319.1%	211.9%	1.7%	1.6%
ウクライナ	2,301	22,268	2,208	20,290	220	2,795	1,047	18,856	4,038	90,561	285.7%	380.3%	1.2%	1.6%
日本	5,750	108,843	3,293	88,313	1,785	57,122	1,893	61,293	2,909	63,853	53.7%	4.2%	0.9%	1.1%
アルゼンチン	1,193	9,245	509	5,530	134	2,458	3,719	33,173	6,026	54,543	62.1%	64.4%	1.8%	0.9%
チリ	46	927	0	0	0	0	1,287	12,381	5,197	53,702	303.7%	333.7%	1.6%	0.9%
全体	462,151	6,715,753	294,177	5,156,135	216,851	4,566,365	238,649	4,552,451	330,954	5,744,091	38.7%	26.2%	100.0%	100.0%

020711 - MEAT AND EDIBLE OFFAL, OF THE POULTRY OF HEADING 0105, FRESH, CHILLED OR FROZEN
 020712 - MEAT AND EDIBLE OFFAL, OF THE POULTRY OF HEADING 0105, FRESH, CHILLED OR FROZEN
 020713 - MEAT AND EDIBLE OFFAL, OF THE POULTRY OF HEADING 0105, FRESH, CHILLED OR FROZEN
 020714 - MEAT AND EDIBLE OFFAL, OF THE POULTRY OF HEADING 0105, FRESH, CHILLED OR FROZEN

出所：香港統計局「Hong Kong External Merchandise Trade」
 (2025年5月現在)

この中で、丸鶏が占める割合は、2024年の場合、金額全体のうちの31.5%(18億923万香港ドル)であり、輸入量全体(330,954トン)のうちの22.3%(73,861トン)である。香港では丸鶏に対する一定の需要があることが伺える。(表3、4参照)

また、近年の丸鶏の輸入動向に関しては、2021年をピークに輸入量が減少傾向にあったが2024年は前年同様回復している。金額では2022年をピークに2023年、2024年は減少傾向にある。2024年は、金額で前年比0.6%減の18億923万香港ドル、数量では同0.6%増の73,861トンであった(表4参照)。主要輸入相手国の動向をみると、1位の中国の輸入額は全体の93.7%、数量では同94.0%と大きなシェアを占めている。日本産丸鶏は第9位であり、金額では全体の0.1%を占めているに過ぎない。日本産丸鶏の近年の輸入動向を見てみると、金額では前年比24.8%増の134万香港ドル、数量では34.1%増26トンであったが、コロナ禍の水準には金額・数量ともに戻っていない。

表4：香港における丸鶏（冷蔵・冷凍）の輸入推移

(単位：トン、1,000香港ドル)

	2020年		2021年		2022年		2023年		2024年		前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額								
中国	77,756	1,547,566	79,664	1,790,470	74,283	1,852,220	69,743	1,734,486	69,396	1,695,006	-0.5%	-2.3%	94.0%	93.7%
ブラジル	2,576	30,093	4,896	54,286	1,998	25,326	2,124	33,282	2,020	32,169	-4.9%	-3.3%	2.7%	1.8%
フランス	1,578	48,360	997	26,816	672	22,431	169	6,883	449	19,160	165.7%	178.4%	0.6%	1.1%
タイ	42	2,610	17	551	147	4,187	143	4,890	469	15,724	227.6%	221.6%	0.6%	0.9%
ニュージーランド	240	14,494	177	11,223	142	8,654	85	6,011	119	8,108	41.1%	34.9%	0.2%	0.4%
アルゼンチン	184	2,113	182	2,149	134	2,458	515	7,231	413	6,542	-19.7%	-9.5%	0.6%	0.4%
イギリス	100	9,318	96	10,023	51	6,613	56	7,643	44	6,445	-22.0%	-15.7%	0.1%	0.4%
デンマーク	27	467	89	2,354	180	4,997	130	4,137	168	5,994	29.4%	44.9%	0.2%	0.3%
日本	168	9,303	88	4,085	69	5,625	20	1,070	26	1,335	34.1%	24.8%	0.04%	0.1%
全体	83,348	1,689,084	86,979	1,930,587	78,180	1,954,047	73,436	1,820,254	73,861	1,809,228	0.6%	-0.6%	100.0%	100.0%

02071100 - MEAT OF CHICKENS, NOT CUT IN PIECES, FRESH OR CHILLED
02071200 - MEAT OF CHICKENS, NOT CUT IN PIECES, FROZEN

出所：香港統計局「Hong Kong External Merchandise Trade」
(2025年5月現在)

また、近年香港では冷凍の鶏肉の輸入が増加しており、2024年の場合、全体の輸入額の69.4%にあたる39億,737万香港ドル、数量では78.9%にあたる26万1,255トンが輸入されている。日本からは過去冷蔵の鶏肉が香港に輸出された実績があるものの、直近の2024年は、日本から香港への冷蔵鶏肉の輸出実績はなく、香港に輸出された全ての鶏肉が冷凍品であった。2024年、日本産冷凍鶏肉は、金額ベースでは6,385万香港ドル、数量ベースでは2,909トンが、香港に輸入されている。（表5、6参照）

表5：香港における鶏肉（冷凍）の輸入推移

(単位：トン、1,000香港ドル)

	2020年		2021年		2022年		2023年		2024年		前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額								
中国	54,879	923,888	52,912	963,078	55,804	984,422	63,668	1,043,664	71,437	1,120,428	12.2%	7.4%	27.3%	28.1%
ブラジル	155,207	1,899,796	99,149	1,292,276	48,957	818,436	45,336	723,633	61,614	1,028,100	35.9%	42.1%	23.6%	25.8%
米国	74,412	752,469	15,659	209,764	15,601	219,443	35,327	420,833	77,988	928,757	120.8%	120.7%	29.9%	23.3%
タイ	9,127	314,185	8,964	284,646	8,990	328,965	7,391	273,726	8,278	296,022	12.0%	8.1%	3.2%	7.4%
ベトナム	16,854	127,037	6,123	41,171	1,774	17,267	2,897	29,498	9,306	96,551	221.2%	227.3%	3.6%	2.4%
ポーランド	12,217	169,685	2,981	40,672	1,844	40,271	1,376	30,233	5,769	94,285	319.1%	211.9%	2.2%	2.4%
ウクライナ	2,301	22,268	2,208	20,290	220	2,795	1,047	18,856	4,038	90,561	285.7%	380.3%	1.5%	2.3%
日本	5,680	105,036	3,250	86,305	1,784	57,109	1,893	61,293	2,909	63,853	53.7%	4.2%	1.1%	1.6%
アルゼンチン	1,193	9,245	509	5,530	134	2,458	3,719	33,173	6,026	54,543	62.1%	64.4%	2.3%	1.4%
チリ	46	927	0	0	0	0	1,287	12,381	5,197	53,702	303.7%	333.7%	2.0%	1.3%
全体	389,225	5,107,268	212,834	3,251,163	141,340	2,625,737	168,647	2,750,354	261,255	3,987,368	54.9%	45.0%	100.0%	100.0%

02071200 - MEAT OF CHICKENS, NOT CUT IN PIECES, FROZEN
02071480 - CHICKEN OFFAL, EDIBLE, EXCEPT FEET AND WINGS, FROZEN
02071410 - CHICKEN FEET, FROZEN

02071490 - CHICKEN CUTS EXCEPT FEET AND WINGS, FROZEN
02071420 - CHICKEN WINGS, FROZEN

出所：香港統計局「Hong Kong External Merchandise Trade」
(2025年5月現在)

表6：香港における鶏肉（生鮮・冷蔵）の輸入推移

(単位：トン、1,000香港ドル)

	2020年		2021年		2022年		2023年		2024年		前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額								
中国	69,884	1,479,276	79,255	1,796,670	73,944	1,849,186	68,645	1,721,155	68,367	1,680,571	-0.4%	-2.4%	98.1%	95.7%
タイ	1,681	81,424	1,280	66,631	1,124	59,414	1,025	53,244	954	48,558	-6.9%	-8.8%	1.4%	2.8%
オーストラリア	275	14,954	241	15,119	257	16,845	194	14,607	166	10,992	-14.3%	-24.7%	0.2%	0.6%
イギリス	87	10,320	85	11,133	49	6,976	54	7,536	40	5,902	-25.8%	-21.7%	0.1%	0.3%
ニュージーランド	128	7,073	137	8,065	95	6,075	71	4,920	80	5,555	12.0%	12.9%	0.1%	0.3%
フランス	60	3,794	45	2,489	18	995	4.9	264	82	4,687	1555.8%	1675.4%	0.1%	0.3%
米国	737	7,640	255	2,749	22	1,005	8.5	370	8.8	373	3.8%	0.8%	0.01%	0.02%
マレーシア	0	0	2.2	73	0	0	0	0	1.5	84	N/A	N/A	0.002%	0.005%
韓国	1.9	102	0	0	0.1	3.0	0.01	0.5	0.01	0.5	25.0%	0.0%	0.00001%	0.00003%
日本	70	3,807	43	2,008	0.6	13	0	0	0	0	N/A	N/A	0.0%	0.0%
全体	72,926	1,608,485	81,343	1,904,972	75,512	1,940,628	70,002	1,802,097	69,699	1,756,723	-0.4%	-2.5%	100.0%	100.0%

02071100 - MEAT OF CHICKENS, NOT CUT IN PIECES, FRESH OR CHILLED
02071300 - CHICKEN CUTS AND EDIBLE OFFAL, FRESH OR CHILLED

出所：香港統計局「Hong Kong External Merchandise Trade」
(2025年5月現在)

◆3. 飲食業の動向◆

香港の飲食店では、日本産家禽類、特に鶏肉を扱うのは、ごく一部の中華料理店以外はほぼ日本料理店である。たとえば、鹿児島県産・黒さつま鳥を扱う「希鳥⁹」や九州産鶏肉を扱う「Birdie¹⁰」、老舗の「五味鳥（ごみとり）¹¹」のように、当地における焼き鳥専門店の中には日本産鶏肉が扱われているが、焼き鳥専門店の中には当地で仕入れが可能な、タイ産や中国産など、他国産鶏肉を扱う店舗も多い。業界関係者からのヒアリングによると、こうした焼き鳥専門店では、前述以外にも皮やなんこつ、レバーなど、さまざまな部位を日本と同様に使用しており、希少部位の原料として日本産鶏肉を取り入れる場合が少なくない。

2025年に日本から当地に進出した老舗の鶏肉料理店「鶏三和¹²」は、肉質に弾力がありコクと旨み強い地鶏・名古屋コーチンおよび、ジューシーで鶏本来の味がする銘柄鶏・香草美水鶏（こうそうめいすいどり）を全てのメニューに使用し、味にうるさい香港の人々に提供している。

また、当地におけるラーメン店では、コクのある鶏白湯（とりばいたんスープ）に鶏肉チャーシューが乗ったラーメンがとんこつラーメンと同様に支持されているが、原料は必ずしも日本産鶏肉を扱っているとは限らない。また、唐揚げや親子丼を提供する日本料理店においても、日本産鶏肉を使用しているとは限らず、店舗によってはブラジル産鶏肉を扱う場合がある。香港では、「ブラジル産鶏肉＝安価」であり、コストを抑えるために仕入れられているようなイメージがあるが、飲食店経営者からのヒアリングによると、鶏本

9URL：https://www.kicho-ushidoki.com.hk/ja

10URL：https://www.298hk.com/birdie

11URL：https://tabelog.com/hongkong/A5201/A520101/52002197/

12URL：https://www.sanwa-grp.co.jp/news/hong-kong-timessquare/

来の味がして食味が良く、しかも比較的安価であるから仕入れているとのことである。また、当地の高級焼き鳥店の中にも、前述の香港産銘柄鶏を使用する店があるが、それについてもヒアリングしたところ、鮮度と品質の良さが最大の使用理由であるとの回答があった。

◆4. 小売業の動向◆

香港では、上記の街市のみならずスーパーマーケットや主に路面店にある冷凍食品専門店でも家禽類が流通しており、多くの小売店で入手することができる。小売店は、地場系、中国本土系、日系、旧日系、韓国やタイなどの外国系といった経営母体によって分類することができるほか、スーパーマーケットであれば、富裕層、アッパーミドル、ローワーミドル、ローワー向けなど、ターゲットの客層によって分類することもできるが、いずれの 카테고리でも地域性や店舗の性質によって対面販売とトレー販売が行われている。そのほとんどが冷凍肉を解凍しトレーにリパックした状態、あるいは個包装で冷凍肉のまま販売されている。

City' Super¹³のような富裕層向けスーパーマーケットでは、ヨーロッパ産ブランド鶏のみならず、中国本土で生産されたブランド鶏が丸鶏で販売されているほか、日本産銘柄鶏に関しては個包装された冷凍のまま販売されている。SOGO HONG KONG¹⁴や Don Don Donki¹⁵では、日本産鶏肉が部位別に精肉処理されたものが販売されているが、個包装されたまま冷凍販売されている場合と、解凍後当地でトレーにリパックされて冷蔵販売されている場合とに分かれる。

なお、小売業者や卸売業者からのヒアリングによると、香港の小売店では、ブラジル産やタイ産、日本産の鶏肉は部位別に販売されているが、中国産やフランスなどのヨーロッパ産の鶏肉は丸鶏で販売される場合が多い。祝いや宴会の席のみならず、当地では普段からの鶏肉料理には丸鶏を使用する機会が多いからである。また、丸鶏には、頭と足（モミジ）が付いて販売されている。鶏の内臓はニーズがあるものの、鳥インフルエンザ流行後は丸鶏に含まれていない場合が多い。

香港では消費者の健康意識が高く、「成長促進（ホルモン）剤で家禽類を急成長させていない」という意味を持つ「無激素」の家禽類であることを謳った商品が支持される場合が多い。そのため、中国産をはじめ、タイ産やフランス産等の鶏肉をはじめとする家禽類にはパッケージに「無激素」のラベルを貼り、品質の良さを伝えているものが少なくない。その一方で、日本産鶏肉のパッケージにはそういった文言は記載されていないことが多い。

13URL : <https://online.citysuper.com.hk/zh>

14URL : <https://www.sogo.com.hk/tc>

15URL : <https://www.dondondonki.com/hk/>



<写真:(左)タイ産鶏もも肉(中央)中国産丸鶏(右)フランス産むね肉 (筆者撮影) >

表7 香港におけるスーパーマーケット・食品小売店

店舗名	店舗数	店舗名	店舗数
地場系		日系	
DFI Retail	323	DON DON DONKI	11
Wellcome	278	業務スーパー	2
Market Place	42	マツモトキヨシ	13
3hreesixty	2	MUJI 無印良品	21
Oliver's The Delicatessen	1	Aeon	82
A. S. Watsons	235	DAISO Japan	29
PARKnSHOP	153	Living Plaza	27
FUSION	59	Aeon/ Aeon Supermarket	7
TASTE	17	KOMEDA'S Coffee	7
FOOD PARC	3	Aeon Style	6
Parknshop Frozen Food Store	2	ももの	6
GREAT	1	旧日系	
city'super	6	一田(YATA)	16
DS Groceries	71	APIITA / UNY	4
HKTvmall	76	Freshmart (SOGO Hong Kong)	1
Green Price	15	韓国系	
中国本土系		New World Mart	7
U Select Stores / Super Market	20	Market Wholesome	2
佳宝(Kai Bo Food Supermarket)	91	その他外資系	
錢大媽(Qiandama)	103	Marks & Spencer(英国)	22
好特売(HOTMAXX)	5	BIG C(タイ)	20

出所：各社のHPIに基づきJETRO香港が作成（2025年8月時点）

◆5. 小売価格◆

香港の街市では、生きた家禽類をその場でしめて販売する場合でも、冷凍の家禽類を販売する場合でも対面販売がなされているが、その中に日本産家禽類の販売はほとんどない。

また、冷凍の一次産品を主に販売している冷凍品の専門店では日本産牛肉や豚肉は販売されているものの、日本産家禽類はほとんど販売されていない。

香港のスーパーマーケットでは、トレーでの販売が主で、中国産をはじめ、外国産ブランドの丸鶏が多く販売されている。また、プラスチック容器に入ったカット肉も販売されており、タイ産の冷蔵鶏肉を中心に、ブラジル産やポーランド産の冷凍カット肉も販売されている。こうした中、日本産の家禽類については、日系および旧日系スーパーマーケットにおいては、金華鳥や阿波尾鶏、名古屋コーチンなどの地域ブランドを冠した、冷凍または冷蔵の鶏肉として販売されているほか、ブランド鶏でないものについても「九州産」や「新潟産」などパッケージに産地が分かる状態でも販売されていることが多い。近年で

は、日系だけではなく、地場系スーパーマーケット「Wellcome¹⁶」などでも、一部の店舗でノーブランドの日本産カット肉や手羽先が販売されるようになってきている。



<写真(左): Wellcome の鶏肉売り場 / (右) SOGO HONG KONG の鶏肉売り場 (筆者撮影) >

表 8 香港における小売価格表

品目名・商品名	販売単位	販売価格 (現地通貨)	原産国・産地	販売店の種別	販売店のターゲット
Daylesford Organic 手羽先 (冷蔵)	6個入/パック	48.00	英国	現地系	富裕層
ホルモン剤不使用 手羽先	600g	65.00	タイ	現地系	ローワーミドル
ホルモン剤不使用 ささみ	650g	65.00	タイ	現地系	ローワーミドル
Daylesford Organic もも肉 (皮・骨抜き) (冷蔵)	1個	74.00	英国	現地系	富裕層
Pure Quinyuan 有機の清遠鶏 丸どり	1羽	108.00	中国	現地系	ローワーミドル
イエロー若鶏 丸どり (冷蔵)	1羽	108.00	イタリア	現地系	富裕層
Good For Kids 手羽先 (冷蔵)	8個入/パック	118.00	英国	現地系	富裕層
Ranger Gold イエローチキン 丸どり カット済み	1羽	119.00	スウェーデン	現地系	富裕層
Daylesford Organic むね肉 (皮・骨抜き) (冷蔵)	1個	159.00	英国	現地系	富裕層
イエローチキン 丸どり (冷蔵)	1羽	198.00	フランス	現地系	富裕層
丸どり	1羽	280.00	中国	現地系	該当なし
和旨鶏 鶏肉 むね肉 (トレー入れ)	100g	10.00	日本	日系	ローワーミドル
和旨鶏 鶏肉 骨付き (トレー入れ)	100g	13.00	日本	日系	ローワーミドル
和旨鶏 鶏肉 手羽先 (トレー入れ)	100g	14.00	日本	日系	ローワーミドル
和旨鶏 鶏肉 もも肉 骨抜き (トレー入れ)	100g	16.00	日本	日系	ローワーミドル
和旨鶏 鶏肉 もも肉 骨抜き・唐揚げ用 (トレー入れ)	100g	18.00	日本	日系	ローワーミドル
アマタケ サラダチキン各種	1個	33.00	日本	現地系	ローワーミドル

<2025年3月ジェトロ香港調べ>

ジェトロが2024年11月～2025年2月にかけて現地市場価格調査を行ったところ、富裕層向けスーパーマーケットで販売される鶏肉は、トレー付きでもも肉などの部位に分かれて販売される場合もあるが、丸鶏のまま冷凍あるいは冷蔵で販売される場合も少なくない。イタリア産イエロー若鶏が1羽あたり108香港ドル(約2,160円)、ローワーミドル向けスーパーマーケットで販売される中国産ブランド鶏「Pure Quinyuan 有機の清遠鶏¹⁷」も1羽あたり108香港ドル(約2,160円)であった。また、日系スーパーマーケットで販売される「和旨鶏 手羽先」は100gあたり14香港ドル(約280円)、「和旨鶏 もも肉骨抜き・唐揚げ用」は100gあたり18香港ドル(約360円)であった。

¹⁶URL : <https://www.wellcome.com.hk>

¹⁷URL : <https://baike.baidu.com/ja/item/清遠鶏/325002>

また、日本産鶏肉について2025年12月に現地市場価格調査を行ったところ、富裕層向け旧日系スーパーマーケットでは、九州産・金華鳥・冷凍もも肉が1パック50香港ドル（約1,000円）、同・手羽先が1パック48香港ドル（約960円）、ありたどり・冷凍もも肉が1パック51.9香港ドル（約1,038円）、同・手羽先が1パック39.9香港ドル（約798円）であった。また、現地系富裕層向けスーパーマーケットでは、名古屋コーチン・冷凍むね肉が1パック93香港ドル（約1,860円）、同・手羽先が1パック55香港ドル（約1,100円）、秋川牧園・冷凍若どりむね肉が500g/パック68香港ドル（約1,360円）、同・手羽先が500g/パック72香港ドル（約1,440円）であった。

近年の香港では、タンパク源が豊富なサラダチキンが支持され、日本産のみならずタイ産（90g/パック16.0香港ドル＜約320円＞）や中国産（500g/パック42.9香港ドル＜約860円＞）などが流通している。香港でサラダチキンが支持される以前から市場に進出していた株式会社アマタケ¹⁸のサラダチキンは、日系や旧日系スーパーマーケットのみならず現地系スーパーマーケットでも流通しており、価格に関しては100g/パック33香港ドル（約660円）であった。

◆6. 流通経路◆

香港における家禽類は、食品卸売市場を経由する場合と、卸売市場を介さず、食品輸入卸が飲食店や小売店に直接納入している場合がある。日本産家禽類は、食品輸入卸を経由して輸入され、飲食店や小売店に納入される。すなわち、日本の生産者から商社を経由して香港に輸出されるのが一般的な経路である。

冷凍であれ冷蔵であれ、（加工品ではなく）生肉とみなされる家禽類については、厚生労働省により認可されている家禽類取扱施設¹⁹でと畜された家禽類のみ輸出が可能である。現状、日本国内にある（香港への輸出の取り扱いが認められている）家禽類取扱施設では、肉を洗浄、屠畜、検査、計量してパック詰めを国内流通と同じように一貫して行う体制を敷いている。

日本産鶏肉を輸入している香港の食品輸入商社は、卸売業を兼ねている場合が多い。鶏肉の場合、丸鶏として輸入される場合もあるが、そのほとんどはもも肉やむね肉などに日本国内の食品工場でカットされ、業務用や小売用に包装される場合がほとんどである。

◆7. 規制・ルール◆

<A 輸入規制>

1. 輸入禁止（停止）、制限品目（放射性物質規制等）

まず、いわゆるゲームミート（野生動物の肉）について、香港では、香港政府との間に特定のゲームミートに関して輸入協定を持つ国を原産とするゲームミートを申請した輸入業

18URL : <https://www.amatake.co.jp/corporate>

19URL : https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu_shinsei_asia-926.pdf

者のみゲームミートの輸入が許可される。現時点でこの協定は、香港・日本間で締結されていない。そのため、生鮮・冷蔵・冷凍の日本産山鳩、真鴨、小鴨、尾長鴨、カルガモ、キジ、コジュケイ、カラスなどはゲームミートとみなされ、輸入が認められていない。

その上で、野生動物の肉ではない、いわゆる一般的な「鶏肉」については、香港政府が求める条件を満たす施設として厚生労働省が認定した施設で、と畜・解体から分割までが一貫して行われたもののみが、香港食物環境衛生署（FEHD）²⁰により輸入が認められている。

また、香港食物環境衛生署（FEHD）によると、サラダチキンなどの鶏肉加工品については、一般加工食品の扱いになるため、認定施設での処理は必要ない。なお、鶏の生肉入り冷凍ギョーザなど、加熱されていない食品についても、一般加工食品の扱いになるため、認定施設での処理が輸入条件として求められることはない。

[香港向けの生肉を含む畜産加工品の輸入運用が変更（香港） | ビジネス短信 - ジェトロの海外ニュース - ジェトロ \(jetro.go.jp\)](#)

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、日本から輸入される 5 県（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）の食品のうち、食肉については、放射性物質検査を行い、香港の放射性物質の基準に適合していることを証明する政府機関発行の証明書が必要である。

[（香港による日本産食品の輸出に係る原発関連の規制について：農林水産省 \(maff.go.jp\)](#)

高病原性鳥インフルエンザの発生により、生産・処理された都道府県によって輸出停止中の場合がある。[（家きんの畜産物の輸出：動物検疫所 \(maff.go.jp\)](#)

2. 施設登録、輸出事業者登録、輸出に必要な書類等（輸出者側で必要な手続き）

（1）施設登録

日本から香港に鶏肉を輸出する場合、厚生労働省が認定した施設で食鳥処理を行うとともに、地域ごとに指定された食肉衛生検査所の発行する食肉衛生証明書および動物検疫所が発行する輸出検疫証明書の取得が必要である。

（手続きの詳細）：[輸出畜産物の検査手続：動物検疫所 \(maff.go.jp\)](#)

（認定施設リスト）：[アジア | 証明書や施設認定の申請：農林水産省 \(maff.go.jp\)](#)

（2）衛生証明書

「輸入猟獲物、肉類、家きんおよび卵規則」（Cap.132AK Imported Game, Meat, Poultry And Eggs Regulations）の Regulation 4 において、日本から鶏肉を輸出する際には、食品環境衛生局長が認めた発行機関（日本における農林水産省）が発行した衛生証明書の添付が義務付けられている。日本の場合は、輸出検疫後に発行される「輸出検疫証明書」及び「追加輸出証明書」が当該書類として機能する。輸出業者が動物検疫所に輸出検査申請を行う際は、香港特別行政区政府が輸入者に対して発行する輸入許可の写しの提出が必要である²¹。

²⁰URL : https://www.fehd.gov.hk/tc_chi/

²¹ 家きんの畜産物の輸出 URL : <https://www.maff.go.jp/aqs/hou/exkakin3.html>

鶏肉加工品については、食品衛生に関する規則はない。

サンプル検査に関しては香港食品安全センター（CFS）の「食品調査プログラム」（Food Surveillance Programme）を参照。（[Food Surveillance Programme \(cfs.gov.hk\)](http://cfs.gov.hk)）

（3）輸出に必要な手続きの詳細

関連リンクの農林水産省「[農林水産省「農林水産物等の輸出におけるよくある相談」](#)」参照

3. 動植物検疫の有無

日本から香港に鶏肉を輸出する場合、厚生労働省が認定した施設で食鳥処理を行うとともに、地域ごとに指定された食肉衛生検査所の発行する食肉衛生証明書および動物検疫所が発行する輸出検疫証明書の取得が必要である。

（手続きの詳細：[輸出畜産物の検査手続：動物検疫所 \(maff.go.jp\)](#)）

（認定施設リスト：[アジア | 証明書や施設認定の申請：農林水産省 \(maff.go.jp\)](#)）

（輸出検疫証明書：[家きんの畜産物の輸出：動物検疫所 \(maff.go.jp\)](#)）

4. その他の関連リンク

関係省庁

[香港食品安全センター（CFS）（英語）](#)

[香港食物環境衛生署（FEHD）（英語）](#)

根拠法等

[香港特別行政区基本法「輸入獵獲物、肉類、家きんおよび卵規則」（Cap.132AK Imported Game, Meat, Poultry And Eggs Regulations）（英語）](#) / [（ジェトロ仮訳）](#)

その他参考情報

[農林水産省「農林水産物等の輸出におけるよくある相談」](#)

[香港食品安全センター「日本産食品の輸入規制に関する最新情報」（Latest update on Import Control on Japanese Food \(as at 2021\)）（英語）](#)

[農林水産省「アジア | 証明書や施設認定の申請」](#)

[ジェトロ「鶏肉の輸入規制、輸入手続き\(香港\)|日本からの輸出に関する制度 - 農林水産物・食品 - 香港」](#)

<B 食品関連の規制>

1.食品規格

ここで述べられている以外の鶏肉に特化した食品規格の設定はない。

包装済み食品についてはコーデックス委員会（CODEX）の食品規格にあるように食品の成分とその添加物について適切に表示しなければならない。

2.残留農薬および動物用医薬品

香港では、使用される農薬についてポジティブリスト制を採用している。「食品中の残留農薬規則」(Cap.132CM Pesticide Residues in Food Regulation) Schedule 1 に挙げられている、農薬と食品との組み合わせごとに定められている最大残留基準値/外因性最大残留許容量に照らし、含有量が規定値を超えている場合、該当する食品の輸入・販売などは禁止されている。また、Schedule 2 には規制対象外の農薬が挙げられている ([Cap. 132CM Pesticide Residues in Food Regulation \(elegislation.gov.hk\)](#)) ([ジェトロ仮訳](#))

食肉内に残留する動物用医薬品については、「食品有害物質規則」(Cap.132AF Harmful Substances in Food Regulations) の Schedule 1 に挙げられている物質が規定量を超えている場合、また同 Schedule 2 に挙げられている物質が含まれている場合、該当する食品の輸入・販売などは禁止されている。

また、食用動物 (Food Animal) に関しては、「公衆衛生規則 (動物および鳥類) (残留化学物質)」(Cap. 139N Public Health (Animals and Birds) (Chemical Residues) Regulation) に従い、同法の (1) Schedule 1 に含まれる物質を含む動物、(2) Schedule 2 に示された基準値を超える物質を含む動物を輸入することはできない。

([Cap. 132AF Harmful Substances in Food Regulations \(elegislation.gov.hk\)](#)) ([ジェトロ仮訳](#))

([Cap. 139N PUBLIC HEALTH \(ANIMALS AND BIRDS\) \(CHEMICAL RESIDUES\) REGULATION \(elegislation.gov.hk\)](#))

3.重金属および汚染物質

【重金属規制】

2019年11月から施行された「2018年食品混入不純物(金属汚染物質含有量)(改正)規則」(Cap.132V Food Adulteration (Metallic Contamination) (Amendment) Regulation 2018) では、規制対象となる「特定金属」の含有上限量とそれに対応する「特定食品」を列挙しており、当該食品が「特定食品」を原料として含む場合には、同法の基準に従う必要がある。 ([s220182223113 \(gld.gov.hk\)](#)) ([ジェトロ仮訳](#))

なお、規制対象である「特定金属」と「特定食品」の組み合わせおよび含有上限量については、「2018年食品混入不純物(金属汚染物質含有量)(改正)規則」の付表第2部 (Part 2 Maximum Level of Metal in Food) にリスト化されている。

([Metal guidelines-eng.pdf \(cfs.gov.hk\)](#)) ([ジェトロ仮訳](#))

複数の原料から構成される「複合食品」についても、「特定食品」が配合されている場合には規制対象となる。また、改正規則 3 (4) に規定されたとおり、「複合食品のすべての原料が特定食品に該当する場合には、「(当該)複合食品に含まれる特定金属の上限量は、各原料の特定金属の上限量を、この複合食品に含まれる各原料の割合、重量により乗じた値の合算」となる。

加えて、「特定金属」ではない金属であっても、危険値であるまたは有害性が疑われるような量の金属を含有する食品は、いかなるものでもヒトの消費用に輸入・委託・配送・製造・販売することを禁止されている。

【有害物質】

有害物質に関しては「食品有害物質規則」(Cap.132AF Harmful Substances in Food Regulations)の Schedule 1 に挙げられている物質が規定量を超えている場合、また同 Schedule 2 に挙げられている物質が含まれている場合、該当する食品の輸入・販売などは禁止されている。

[Cap. 132AF Harmful Substances in Food Regulations \(elegislation.gov.hk\)](https://www.elegislation.gov.hk/cap132af) (ジェトロ仮訳)

2021年7月14日には、「2021年食品有害物質(改正)規則(Harmful Substances in Food (Amendment) Regulation 2021)」が可決され、上記規則により、一部成分の許容基準値が改正または新設となり、2023年6月1日から施行された。鶏肉に関連する有害物質のうち、改正または新設となったものについては、関連リンクの内容を参照。

[s22021252386 \(legco.gov.hk\)](https://www.legco.gov.hk/s22021252386) (ジェトロ仮訳)

さらに、水素添加油脂の使用については、部分的禁止や原材料表示などの規則が設けられ、2023年12月1日から施行された。

[香港の食品安全規則、立法会で改正\(香港\) | ビジネス短信 - ジェトロの海外ニュース - ジェトロ \(jetro.go.jp\)](https://www.jetro.go.jp/press/2023/12/01/01)

[香港：農林水産省 \(maff.go.jp\)](https://www.maff.go.jp/)

<C 輸入手続き>

1. 輸入許可、輸入ライセンス等、商品登録等(輸入者側で必要な手続き)

冷凍または冷蔵の鶏肉(食用肉類)を輸入するためには「輸入猟獲物、肉類、家きんおよび卵規則」(Cap.132AK Imported Game, Meet, Poultry And Eggs Regulations)によって、事前に香港食物環境衛生署(FEHD)から輸入ライセンスを取得する必要がある。このライセンスは香港食品安全センター(CFS)に登録した輸入業者のみに発行される。登録する際には、事業登録証明書(Business Registration)、身分証明書とその他の書類〔会社設立証明書(Certificate of Incorporation)など〕のコピー、および食品輸入業者・卸売業者登録申請書(Application for Registration as Food Importer / Food Distributor)を提出する必要がある。

[Cap. 132AK Imported Game, Meat, Poultry and Eggs Regulations \(elegislation.gov.hk\)](https://www.elegislation.gov.hk/cap132ak) (ジェトロ仮訳)

また、「輸入猟獲物、肉類、家きんおよび卵規則」(Cap.132AK Imported Game, Meet, Poultry And Eggs Regulations)の Regulation 4 (1) (a)において輸入業者は、日本から

食肉を輸入する際には、食品環境衛生局長が認めた発行機関の各種証明書（鶏肉については厚生労働省が発行した食肉衛生証明書および動物検疫所が発行した輸出検疫証明書）とともに輸入することが義務付けられている。

[\(Guide to Import of Game, Meat, Poultry and Eggs into Hong Kong \(cfs.gov.hk\) \)](#)

2.輸入通関手続き（通関に必要な書類）

輸入ライセンス（冷凍および冷蔵の食用肉類の場合）、香港食物環境衛生署（FEHD）が認定する日本で発行された食肉衛生証明書、輸出国の管轄権を有する当局（日本の場合は動物検疫所）によって発行された輸出検疫証明書が必要となる。

また、輸入（船積、空港貨物）商品にはすべて輸入陳述書（Import Statement）を添付し、輸入商品に課税商品を含まない場合は、その旨を明記した陳述書を添付しなければならない。輸入陳述書の添付は、「課税商品条例第 109 条」（Cap.109 Dutiable Commodities Ordinance）により義務付けられている。

[\(Cap. 109 Dutiable Commodities Ordinance \(elegislation.gov.hk\) \)](#)

通関に伴う提出書類は次のとおり；

- ・積荷目録（マニフェスト）
- ・エアウェイビル（航空貨物運送状）、オーシャン B/L（船荷証券）、またはほかの同様の書類
- ・インボイスおよびパッキングリスト
- ・引渡し指図書（リリースレター）または貨物保管通知
- ・衛生証明書、輸出検疫証明書
- ・5 県（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）については、日本の政府機関が発行する放射性物質検査証明書等

3.輸入時の検査・検疫

香港側での動物検疫はない。ただし、生体を輸入する場合は、基本的に衛生証明書の提出および文錦渡動物検査所（Man Kam To Animal Inspection Station）での検疫を受ける必要がある。また、香港に輸入されるあらゆる製品に共通して、輸入時のランダム検査の対象となる可能性がある。

香港では「公衆衛生および市政条例第 132 章第 59 条」（Cap.132 Section59 The Public Health And Municipal Services Ordinance）に基づき、香港食物環境衛生署（FEHD）が輸入食品を検査する権限を有するため、輸入時における通関では、積荷目録（マニフェスト）などの書類の検査、および必要に応じて輸入される商品のサンプル検査が行われる。サンプル検査に関しては食品監視プログラム（Food Surveillance Programme）を参照。

[\(Part V \(Food and Drugs\) of the Public Health and Municipal Services Ordinance \(Cap. 132\) \(Highlights\) \(cfs.gov.hk\) \)](#)

([Food Surveillance Programme \(cfs.gov.hk\)](http://cfs.gov.hk))

また、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、日本から輸出される 5 県（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）の食品のうち、食肉については、輸入時に香港側で全ロット検査が行われており、国際食品規格委員会（Codex Alimentarius Commission）の定めた基準を超えるものについては即座に差し押さえられ、処分される。

ただし、上記 5 県以外の産地、ならびにこれら 5 県に対する特別な規制を設けていない品目に関し、日本産食品の航空便と船便の到着時に義務付けていた貨物ごとの放射性物質検査については 2021 年 1 月 1 日から一部廃止され、サーベイランス検査（一定頻度の抜き取り検査）に移行した。

<D 輸入関税等>

- (1) 関税 なし
- (2) その他の税 なし

◆8. 参照：日本産家禽類を扱う主なプレーヤー◆

日本産家禽類は香港では日系スーパーマーケットのみならず現地系スーパーマーケットや一部の畜産品専門店でもオンラインでも販売されている。

<小売店>

AEON Style

所在地：Units 07-11, 26/F, CDW Building, 388 Castle Peak Road, Tsuen Wan, New Territories, Hong Kong

Tel: 852-2565-3600

URL: <http://www.aeonstores.com.hk/>

APITA (Unicorn Stores)

所在地：Cityplaza 2, 18 Taikoo Shing Road, Quarry Bay, Hong Kong

Tel: 852- 2885-0331

URL: https://apitauny.com.hk/?lang=ja__

City!Super

所在地：香港九龍觀塘巧明街 110 號興運工業大廈 2 字樓

Tel: 852-3960-9300

URL: <https://online.citysuper.com.hk>

Facebook: [fb@ceccoils.com](https://www.facebook.com/fb@ceccoils.com)

Don Don Donki (PPIH)

所在地：21/F, Mira Place Tower A, 132 Nathan Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong

Tel：852-3904-1481

URL: <https://www.dondondonki.com/hk/>

SOGO HONG KONG

所在地：555 Hennessy Road, Causeway Bay, Hong Kong

Tel：852-2833-8338

URL: <http://www.sogo.com.hk/>

PARKn SHOP

Tel: 852-2690-0948

E-mail: parknshop.info@asw.com.hk

URL: <https://www.pns.hk/zh-hk/>

Wellcome

所在地：11/F Devon House, Taikoo Place, 979 King's Road, Quarry Bay, Hong Kong

Tel：852-2299-1888

URL: <https://www.wellcome.com.hk>

YATA

所在地：Unit No. 901-910, 9/F., Tower 1 Grand Central Plaza, No.138 Shatin Rural committee Road, Shatin, NT, Hong Kong

Tel：852-2634-2070

URL: <http://www.yata.hk>

<日本産鶏肉を扱う食品輸入商社>

味珍味

所在地：Flat B, 12/F, China Merchants Logistics Centre, 38 Tsing Yi Hong Wan Road, Tsing Yi, Hong Kong

Tel：852-2495-1261

URL: https://www.aji-no-chinmi.com.hk/zh_hk

東海產國際有限公司

所在地：香港黃竹坑 黃竹坑道 40 號 貴寶工業大廈 10 樓 A 室

URL: https://www.instagram.com/azuma_kaisan/

Go Go Foods Co. Ltd.

所在地：Unit 1214, 12/F, Chai Wan Industrial City, No. 60 Wing Tai Road, Chai Wan, Hong Kong

Tel : 852- 2515-3300

URL: <http://www.gogofoods.com.hk>

近藤貿易有限公司

所在地：香港九龍觀塘 敬業街 41 號 四洲集團中心 31 樓

Tel: 852-2219-5200

URL: <https://www.newkondo.com.hk/index.php>

大發行食品公司

所在地：香港鴨利洲利興街 10 號港灣工貿中心 1008 室

Tel : 852-2540-6877

URL: <http://tfhco.com.hk>

新大和有限公司

所在地：Room 401,Riley House, No.88 Lei Muk Road, Kwai Chung, NT, Hong Kong

Tel: 852-2647-1138

URL : <https://shintaiho.hk/chi/products.asp?itemcat=hokuren>

新華日本食品

所在地：Sun Wah Centre, 215-239 Wu Shan Road, Tuen Mun, NT, Hong Kong

Tel : 852-2404 3988

URL: <http://www.swjf.hk/>

力生控股集團

所在地：香港新界荃灣沙咀道 26-38 號 匯力工業中心 11 樓 02,06,07,10 室及 17 樓 16 室

Tel: 852-2690-9800

URL : <http://nicsang.com>

宏峰食品有限公司

所在地：香港 柴灣新業街 6 號安力工業中心 11 樓 1104 室

Tel: 852-3525-1155

URL: <http://www.wifulfood.com/chi/default.asp>

<https://www.facebook.com/wifulfood/>

Wismettac Nippon Foods Co., Ltd.

所在地：香港柴灣新業街 6 號安力工業中心 13 樓 1304 室

Tel : 852-2898-8126

E-mail: info@npf.com.hk

URL: <https://www.wismettac.com.hk/chi/home/>

【免責条項】本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。輸出支援プラットフォームでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、輸出支援プラットフォームおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム 香港

本レポートに関する問い合わせ先：

農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム 香港

TEL：852-2526-4067